

【1988年12月23日】中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書
中央職業安定審議会

中央職業安定審議会専門調査委員
雇用保険部会報告書

昭和63年12月23日

昭和63年8月22日に開催された中央職業安定審議会において、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用及び四事業の見直しについて、当部会で検討すべきこととされた。これを受けて、当部会は、同年9月8日から12月20日までの間に7回にわたり調査、検討を行ったので、その概要を別紙のとおり報告する。

昭和63年12月23日

中央職業安定審議会専門調査委員
雇用保険部会

主任委員 山口 浩一郎

中央職業安定審議会
会長 高梨 昌 殿

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告書

一 はじめに

当部会は、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用及び四事業の見直しについて、現行制度の運営状況、今後の経済社会の変化等を勘案しながら、慎重に議論を行った。その検討結果は、次のとおりである。なお、労働者側委員から、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用に関し、具体的な対処の内容については、パートタイム労働者の就労実態からみて、一般被保険者と比べ必要以上の制度上の不均衡を生ずることのないよう特に配慮すべきであるとの意見があった。

二 パートタイム労働者に対する雇用保険の適用について

1 パートタイム労働者を中心とする就業形態の多様化の進展

最近我が国においては、サービス経済化の進展、女子の就業意欲の高まり等を背景として、就業形態の多様化が進展している。特に、パートタイム労働者については、量的に著しく増加するとともに、勤続年数の伸長、就業分野の拡大等の質的な変化もみられる状況となっている。

すなわち、週 35 時間未満のパートタイム労働者についてみると、昭和 45 年には 216 万人（雇用者数全体に占める割合 6.7%）であったものが、昭和 62 年には 506 万人（同 11.6%）となっており、また、週 35 時間以上のパートタイム労働者を加えると、昭和 62 年には 800 万人近くとなるに至っている（総務庁統計局「労働力調査」等）。

一方、質的な面をみても、勤続年数は、女子パートタイム労働者については昭和 45 年には 2.0 年であったものが昭和 62 年には 4.2 年と 2 倍強の伸びを示しており、企業に定着する者が多くなっていることがうかがえる（労働省「賃金構造基本統計調査」）。

また、専門的、技術的職種等を含め就業分野も拡大してきており、特に最近においては第三次産業を中心にパートタイム労働者を活用する企業が増加するなど、従来のような単なる補助的な労働力ではなく、一歩進めて企業の重要な労働力として活用している実態となってきた。

さらに、パートタイム労働者の収入が世帯収入に占める割合は、増加傾向にあるとともに、その収入は生活費の補填をはじめ学費・教育費等に充てるなど家計にとって不可欠なものとなってきた。

このように、今やパートタイム労働は、我が国経済社会にとって欠くことのできない重要な雇用・就業形態の一つになってきており、今後ともこの傾向は更に進むものと見込まれる。さらに、今後高齢化社会の進展に伴い、高年齢者のパートタイム労働者としての雇用は、そのウエイトが一層高まるものと予想される。

2 対処の方向

現行雇用保険制度においては、本来、臨時内職的就労者は制度の対象とはしないとの立場から、パートタイム労働者（雇用保険制度上は、短時間労働者のことをいう。）のうち、

1 週の所定労働時間が、当該事業において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間のおおむね 4 分の 3 以上であり、かつ、22 時間以上であること、

労働日、労働時間及び賃金を除くその他の労働条件が、当該事業において同種の業務に従事する通常の労働者のそれと、おおむね同様であること、

反復継続して就労する者であること（1年未満の短期の期間を定めて雇用される者でないこと。）

当該就労によって得る賃金の額が相当程度低い者でないこと（人事院規則における被扶養者の基準を勘案し、年収が90万円以上見込まれること。）

等の要件のいずれにも該当する者について、一般被保険者として適用しているところである。

しかしながら、上記のとおり、パートタイム労働をめぐる質量両面にわたる変化に伴い、これまで雇用保険の適用対象とされていなかったパートタイム労働者の中にも、臨時内職的就労者とは認めがたい者が増加しており、これらの者に対しては雇用保険を適用することが必要であると考えられる。また、今後の経済構造調整期における雇用情勢を展望すると、国際経済環境の急激な変化も含めた経済変動が生じた場合、雇用情勢にも大きな影響を与えるおそれがあることから、パートタイム労働者について雇用保険の適用拡大を図ることは、雇用の安定という観点からも意義があるものと考えられる。

このため、これらパートタイム労働者の就労及び労働市場の実態に対応するよう給付体系を見直した上で、一定の範囲での適用拡大を図っていく必要があるものと考えられる。

その具体的内容については、次のような方向で検討していく必要がある。

なお、この検討に当たっては、新たな制度であるので、その収支状況を十分に踏まえ、将来にわたり健全な運営を図ることができるように特に配慮したところである。

（1）適用基準について

今後とも、臨時内職的就労者については、基本的に除外して考えることが妥当であるので、現行の雇用期間の要件及び年収要件については、基本的に維持していく必要がある。

したがって、今後におけるパートタイム労働者に対する適用拡大については、諸外国における適用基準をも参考にしつつ、労働時間に係る要件を引き下げることとする。

（2）受給要件に係る被保険者期間について

パートタイム労働者の適用基準として労働時間に係る要件を引き下げることに伴い、受給要件に係る被保険者期間について、一般被保険者との均衡を考慮した期間を設定することとする。

（3）所定給付日数について

現在、一般被保険者の所定給付日数については、年齢及び被保険者であった期間に応じて90日から300日の範囲で定められている。

しかしながら、パートタイム労働者の就労及び労働市場の状況をみると、常用フルタイム労働者と比べ離職率が高いとともに、有効求人倍率も2倍ないし3倍程度

高く再就職が容易であるという実態にある。

したがって、失業した労働者の生活の安定を図るとともにその再就職の促進を図る雇用保険制度の趣旨に照らすと、パートタイム労働者の所定給付日数については、原則として被保険者であった期間に応じて合理的な日数とすることとする。

(4) 基本手当日額の設定について

現在、一般被保険者の基本手当日額については、前職における賃金日額の6割から8割の範囲で、基本手当日額表における当該賃金日額の属する賃金等級に応じて定められた金額とされている。

しかしながら、パートタイム労働者の賃金日額については、常用フルタイム労働者と比べて一般的に低い状況にある。

したがって、パートタイム労働者の基本手当日額の設定に当たっては、一般被保険者との均衡にも配慮しつつ、その賃金の実情に即した体系とすることとする。

(5) 費用の負担について

パートタイム労働者に係る保険料率及び国庫負担の在り方については、負担と給付の均衡を維持し、将来にわたる制度の健全な運営を確保していく見地から考慮していく必要があるが、基本的には、現行の一般被保険者と同様とすることとする。

(6) その他

その他技術的事項についても、パートタイム労働者の就労実態に対応する仕組みとなるよう所要の見直しを行うこととする。

また、パートタイム労働者について特に懸念される濫給の防止については、制度面での対応にとどまらず、失業の認定を厳正に行うなど運用面においても十分に配慮する必要がある。

以上が、制度の内容に係わる事項であるが、この際次の諸点について特に要望する。

パートタイム労働者に対する適用拡大については、新たな制度でもあるので、今後の運営状況を踏まえ、適切な時期に見直しを行うこと。

パートタイム労働者については、現行制度の下においても適用基準に該当するものの具体的に適用されていない者が少なからず見受けられるため、その適用促進に特段の努力を払うこと。

パートタイム労働者に対する適用拡大に関連し、今後いわゆる二重就職等の実態を把握するとともに、その対応について検討すること。

三 四事業の見直しについて

1 四事業をめぐる経済環境の変化

雇用保険制度においては、失業給付のほか四事業を実施しているが、この四事業については、経済変動に対応して失業の予防及び雇用機会の増大を図るための雇用安定事業、雇用構造の改善を図るための雇用改善事業、能力の開発及び向上を図るための

能力開発事業、福祉の増進を図るための雇用福祉事業があり、その時々々の雇用失業情勢に即応して、積極的かつ機動的な運営が行われてきた。特に最近においては、円高に伴う厳しい情勢に対応するため、昭和 62 年度の「30 万人雇用開発プログラム」、昭和 63 年度の「産業・地域・高齢者雇用プロジェクト」等を実施することにより、雇用失業情勢の改善に相当の貢献をしてきた。

他方、今後の経済構造調整期において雇用の安定を図ることは、本年 6 月に策定された第 6 次雇用対策基本計画にもあるように、雇用対策上の最優先課題とされているが、この構造調整期には、景気の変動、産業構造の変化等の経済変動が雇用面に与える影響がますます大きくなると予想される。このため、四事業についてはこれに対応した政策展開を図るとともに、その財政基盤の充実強化を図ることが必要である。

2 対処の方向

以上のような情勢を踏まえ、四事業の見直しについては、次のような方向で検討していく必要がある。

(1) 四事業の再編について

今後の経済構造調整期においては、経済変動が雇用面に与える影響がますます大きくなると予想されるが、この中において、地域間における雇用機会の格差の拡大など地域問題等が深刻化するおそれがあるとともに、高齢化等の構造的変化が一層進展するなど、経済変動と地域問題、高齢化等の雇用問題が極めて密接に関連して起こることとなるものと見込まれる。

したがって、今後の政策展開に当たっては、景気変動等の経済変動に直接対応する雇用対策と地域問題、高齢化等に対応する雇用対策を総合的、一体的に実施していくことが要請される。

具体的には、まず地域雇用の問題については、地域間における雇用機会の格差には依然として大きなものがあり、特に構造的な不況業種に大きく依存する地域においては、今後の動向如何によって多くの離職者の発生も予想されることなどから、産業構造の転換の過程において格差が拡大するおそれがある。それとともにその施策の推進に当たっては、その時々々の経済情勢に合わせて弾力的な運営を行う必要がある。

また、高年齢者雇用の問題については、今後とも各般の対策の推進が必要であるが、経済の構造調整過程で、景気後退あるいは産業構造の転換に伴い最もそのしわ寄せを受けるのは高年齢者であることから、現在雇用改善事業として実施している高年齢者雇用のための各種助成措置についても、今後はその時々々の経済情勢を踏まえた効果的な運営を行っていく必要がある。

このため、地域雇用対策、高年齢者雇用対策等雇用構造の改善を図るための雇用改善事業は、経済変動に対応するための雇用安定事業との間でその区別がほとんど

なくなっているものといえらるとともに、今後は、経済変動を十分念頭においた政策運営が強く要請されることから、雇用改善事業を雇用安定事業に統合することとする。

なお、これに伴い、雇用安定資金については統合後の雇用安定事業に予算上使用できることとするとともに、予算総則に基づく年度途中における弾力的使用もできることとする。ただし、制度の趣旨にかんがみ、景気変動等との関係が強い事業については、雇用安定資金を使用することのないよう配慮することとする。

(2) 雇用安定資金残高の確保について

現行制度においては、四事業に係る保険料率について、雇用安定資金残高が当該年度の四事業に係る保険料収入を超えるに至った場合には、その翌々年度に1000分の0.5引き下げることとされている。

しかしながら、今後においては現行の雇用改善事業についても新たに雇用安定資金の対象とするとともに、今後の経済変動に備えるため、その財政基盤の充実強化を図っていく必要がある。

このため、今後は雇用安定資金残高の規模についても見直し、一定の妥当な水準まで引き上げることとする。なお、この雇用安定資金残高の規模の引上げについては、当面の財政状況にかんがみ、やむを得ないものと考えられるが、今後の経済情勢の動向等を勘案し、適切な時期に見直しを行うこととする。

また、今般の改正を契機として、次の諸点について特に要望する。

四事業として実施している諸般の事業については、その時々の経済情勢に応じて、各種給付金の整理統合をはじめ制度及び運営の両面にわたり施策の見直しを行うこと。

各種事業については、中小零細企業においても十分に活用できるよう配慮すること。

パートタイム労働者に対する適用拡大に関連し、四事業においてもパートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための施策を充実すること。

今後の高年齢者雇用対策の在り方については、その重要性にかんがみ、負担も含めて幅広い観点から検討すること。

今後四事業も含め雇用保険制度の運営状況については、当部会等に対し、随時十分な説明をすること。

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会委員名簿

(公益委員)	菅野 和夫	東京大学法学部教授
	中島 寧綱	(財)日本職業協会常務理事
	山口 浩一郎	上智大学法学部教授
(雇用主側委員)	浅地 正一	日本ビルサービス(株)代表取締役社長
	西野 孝雄	川崎製鉄(株)労政部長
	藤井 大至	日産自動車(株)常務取締役人事部長
(労働者側委員)	芦田 甚之助	ゼンセン同盟会長
	馬谷 佳克	日本労働組合総評議会雇用対策局長
	堤 英生	食品労連中央執行委員

主任委員

(注) 芦田委員の代理として、加藤悦弘ゼンセン同盟副書記長が出席。